

市県民税の申告相談受け付けを開始

トピックス

市県民税の申告相談受け付け

- ▼申告期間 2月1日(木)～3月15日(木) (土・日曜日、祝日を除く)
- ▼対象
 - ①給与支払報告書が勤務先から市に提出されていない方
 - ②給与以外に所得があった方
 - ③2方以上から給与の支払いを受けた方
 - ④営業・農業・不動産などの所得がある方
 - ⑤雑損・医療費・生命保険料・地震保険料などの控除を受ける方
 - ⑥平成29年中に所得がなかった方
 - ⑦非課税所得(障害・遺族年金、雇用保険、児童扶養手当など)があった方

所得税の確定申告をする必要がない方でも、控除を受けたい場合は、市県民税の申告が必要です。

※確定申告をする方は、市県民税の申告は不要です。申告の内容によって、税務署が開設する確定申告書作成会場に案内する場合があります。

▼持参するもの マイナンプールカード、健康保険・年金・医療費等の領収書や、各種控除証明書、印鑑など

①給与所得者や年金受給者
Ⅱ源泉徴収票など

②自営業や農家の方Ⅱ収入金額や必要経費を記入した帳簿など

※マイナンプールカードをお持ちでない方は、通知カードまたはマイナンプールカードが記載された住民票の写しと、運転免許証・パスポートなどの本人確認書類をお持ちください。※事業所得に係る収支、年

間の医療費などは、あらかじめ整理・計算してお持ちください。

▼申告方法 市県民税申告書に必要事項を記入し、1月10日付のお知らせ回覧文書で指定する日時・会場で申告

※申告期間中、同課では郵送の申告書のみ受け付けています。

いわき税務署からのお知らせ

○確定申告をする方へ
確定申告書に必要事項を記入し、早めに提出してください。なお、国税庁ホームページの「確定申告書等



高齢者の障害者控除のお知らせ

長寿介護課介護認定係 ☎22-7475

65歳以上の方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちでなくても、要介護認定(要支援認定を除く)を受けている方などのうち、障がい者に準ずるとして市の認定を受けた方は、所得税や市県民税の障害者控除を受けることができます。

※各地区保健福祉センターで認定の申請ができます。

作成コーナー」で作成した申告書は、郵送や電子申告(e-tax)で提出することができます。

○申告書作成会場を開設
申告書の受け付けや記載方法のアドバイスなどを行います。なお、混雑状況によっては、早めに当日の受け付けを終了する場合があります。

▼開設期間 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く) 9時～16時

▼ところ イオンいわき店
※いわき税務署には申告書作成会場を設けていませんので、ご注意ください。

○お問い合わせ
市県民税の申告
市民税課
☎22-7426
☎22-7427
・確定申告
いわき税務署
☎23-2141

お知らせ 市の職員給与と職員数

市では「いわき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」などに基づき、職員の任免や職員数、給与などを公表することとしています。今月号では、市職員の給与と、職員数の適正化などについてお知らせします。

人件費の状況



○人件費の内訳 (平成29年度当初予算)

(単位：億円)

給料	86.2	期末・勤勉手当	32.9	その他の手当	15.1	総額	134.2
----	------	---------	------	--------	------	----	-------

※退職手当は除く。

一般行政職の給与など

市職員の給与は、国やほかの地方公共団体の職員給与、民間事業所の従業員給与との釣り合いなどを考慮して定めています。

○平均年齢と平均給料月額 (平成29年4月1日現在)

平均年齢	41歳1カ月
平均給料月額	321,800円

○初任給 (平成29年4月1日現在)

大学卒	190,100円	高校卒	154,900円
-----	----------	-----	----------

○職員手当 (平成29年12月1日現在)

期末・勤勉手当	4.35月分	退職手当 (最高限度額)	49.59月分
---------	--------	--------------	---------

※そのほか、扶養手当や住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当などがあります。

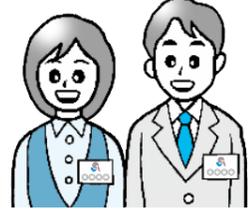
特別職の報酬など (平成29年12月1日現在)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
市長	給料 1,089,000円	3.25月分
副市長	給料 891,000円	
議長	報酬 700,000円	
副議長	報酬 660,000円	
議員	報酬 630,000円	

職員数の適正化

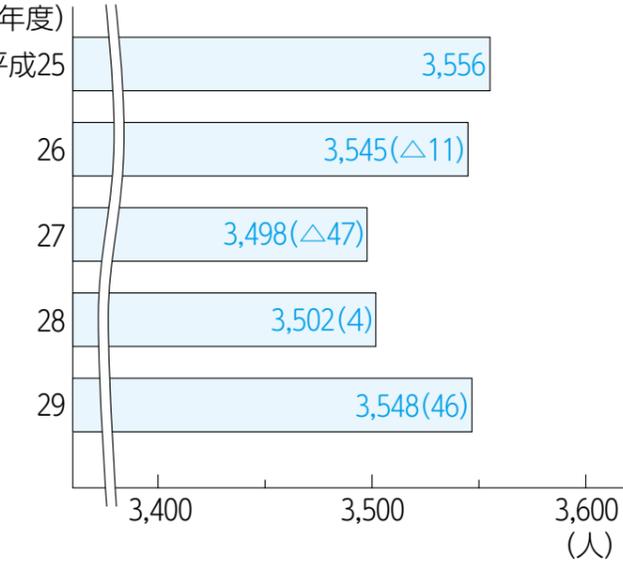
市ではこれまで、震災からの復興への取り組みを着実に進めるため、必要な増員を行う一方で、事務事業の見直しや民間委託などを積極的に進め、職員数の適正化に取り組んできたところとす。

今後も引き続き、本市の復興と創生に向けたさまざまな取り組みを推進するため、限られた職員を最大限に活用するとともに、職員配置の工夫や多様な任用形態の活用などを図りながら、職員数の適正化に努めていきます。



○職員数の推移 (各年4月1日現在)

※() は前年度との差



- お問い合わせ
- ・職員の給与に関すること
職員課給与係 ☎22-1128
 - ・職員数の適正化に関すること
職員課行政管理係 ☎22-7407